

副 本

令和元年(ワ)第172号, 令和2年(ワ)第216号, 令和3年(ワ)第181号
違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外7名
被告 金 井 豊 外2名

令和5年3月13日

上 申 書

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

川 島



被告ら及び補助参加人は、新たな主張立証の予定はない。

被告ら及び補助参加人としては、これまでに示されている「裁判所の見解」（第10回口頭弁論調書）及び裁判長の見解（第12回口頭弁論調書）に基づく判断枠組みに異論はない。本件において、裁判所の示された判断枠組みに基づく双方の主張立証は十分に尽くされている。

すなわち、被告ら及び補助参加人は答弁書及び準備書面(1)ないし(10)において、原告らの主張に対し、必要な反論を尽くしている¹。原告らは、準備書面の提出をなお継続する旨述べるが、原告らの主張が従前の内容の繰り返しに過ぎないことは、もはや明らかである。

また、立証についても、これまで双方が提出した多数の書証により必要な立証が尽くされている²。

よって、本件が「裁判をするのに熟した」（民事訴訟法243条1項）ことは明らかであり、可及的早期に弁論を終結されたい。

以上

¹ 令和3年5月24日付け「弁論の更新に当たっての意見書」で述べたとおり、本件原子力発電所の安全対策については、原子炉等規制法に基づく原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査で審議・判断が予定されており、善管注意義務及び忠実義務違反をいう原告らの主張に理由がないことは明らかである。

² 令和2年10月1日付け「訴訟進行に関する意見書」で述べたとおり、本件訴訟は、善管注意義務及び忠実義務違反の有無という法律問題が争点であるから、書証により判断することが可能かつ相当である。